別添３

鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新に関する都道府県アンケート結果

「平成 26 年度鳥獣保護区に関する情報収集・整備委託業務」において、各地道府県に鳥獣保護区の指定及び管理についてアンケートを実施。

そのうち、質問項目「鳥獣保護区の指定及び更新手続きにおける問題点について」の主な結果は以下のとおり（なお、この質問項目については、記入なしは 13 県、未回答３県、記入あり 31 県）。

＜主な結果＞

〇ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害を理由に存続期間の更新合意が得られず、また、解除や縮小の要望もあり、対応に苦慮している（13 県）

〇鳥獣保護区内であっても、ニホンジカ、イノシシ等については、鳥獣保護管理法第９条に基づく許可を得て捕獲することができるという制度の理解が得られず、対応に苦慮している（４県）。

〇生息鳥獣の調査も不十分であるため、「何が守るべき鳥獣」なのか、理解いただけない場合もある。（１県）。

〇保護区指定に割り当て（〇〇ha ごとに１箇所とか、〇〇ha 以上になるように等）感があるうえ、指定後数十年経過する間に、指定理由や保護意識が曖昧になっている場合も多いと感じられる（１県）。

＜参考：アンケートの概要＞

１．方法：47 都道府県の鳥獣担当部署に対するメールによる。

２．内容：鳥獣保護区の指定及び管理に関する７問のアンケートを実施。その中に、質問項目「鳥獣保護区の指定及び更新手続きにおける問題点について」を設けて自由記述。

３．期間：平成 26 年１月５日～平成 27 年２月 26 日